

令和六年十二月二十七日受領
答弁第九五号

内閣衆質二一六第九五号

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員五十嵐えり君提出クレジットカード及び決済代行会社の決済拒否に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員五十嵐えり君提出クレジットカード及び決済代行会社の決済拒否に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の「動画やイラストを提供するコンテンツ企業に対して、クレジットカード及び決済代行会社が、決済拒否をして経済的損失を被るケース」の意味するところが必ずしも明らかではないが、コンテンツ産業の事業者がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者によって取引を停止された事例があるとの情報を得ているところ、このような事例について、お尋ねの「対応を行うべき問題」があるかについては、個別具体的な事情により判断されるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねのような行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第五号に規定する優越的地位の濫用に該当するか否かは、個別具体的な事情により判断されることとなり、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般に、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十条の「公の秩序」とは、国家社会の一般的利益をいい、「善良の風俗」とは、社会の一般的道徳観念をいうものと解されているところ、いかなる場合が同条の「公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為」に該当するかについては、様々な事情を考慮して個別具体的に判断されるものであることから、一概にお答えすることは困難である。